

令和元年6月18日現在

機関番号：13301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26380675

研究課題名(和文) 福祉NPOのアドボカシー機能の検証と課題に関する研究

研究課題名(英文) Comparative Research on the Achievements and Problems of Advocacy Organizations in Welfare Policy

研究代表者

高橋 涼子 (Takahashi, Ryoko)

金沢大学・人間科学系・教授

研究者番号：80262541

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：福祉政策における当事者参画が進み、特に障害者政策では障害当事者のNPO・NGOの政策参加の進展がめざましい。欧米先進国では当事者のNPO・NGOの参画の仕組みが整い、障害種別を超えたネットワークがアドボカシーの成果をあげている。日本や韓国では、国内の政治状況に素早く対応し障害種別や理念の違いを越えた当事者のNPO・NGOの現実的な戦略により政策参加が進んできた。

一方、市民活動やNPO・NGOの法的基盤が弱いアジア諸国では、欧米諸国のNGO・DPOとのネットワーキングや開発援助の枠組み、国連障害者権利条約の批准という国際協調をふまえた国内外の連携戦略が国内のアドボカシー進展の鍵となっている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

欧米先進国で発展してきた障害者政策における当事者参画の理念と体制は、国連障害者権利条約に結実し、国際的なモデルとなっている。アジアをはじめとする発展途上国の障害当事者にとってこれは、国内の障害者政策への当事者参画を強力に後押しエンパワーするものである。一方で、経済的・社会的に格差が大きい状況におかれているそれぞれの国や地域の当事者を包摂しアドボカシーを進展させるためには、先進国をはじめとする国際社会の支援や関与が求められるが、普遍的な人権理念に依拠しつつも、各国や地域の体制をふまえた現実的で多様な支援方法が必要であることを提示した。

研究成果の概要(英文)：NPO/NGO of or for disabled people in Western countries have actively participated in policymaking regardless of the welfare regime typology from the 1980s at the latest; governments bring their advocacy work into the process of policymaking and incorporate it more or less.

In order for NPO/NGO of or for disabled people in Asian countries where political systems are not always democratic, to form NPO/NGO and participate in policymaking, it will be necessary to establish special conditions. That is, networking with no differentiation according to type of disability, as well as the importance of strategies devised with the political situation in mind. In particular, making the most of the pressure for international cooperation through measures such as the ratification of the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities is necessary for reforming the welfare systems and enabling networking among NPO/NGO of or for disabled people.

研究分野：社会学

キーワード：アドボカシー 福祉 障害者政策 NPO・NGO 当事者団体 DPO 障害者権利条約 アジア

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 福祉分野では様々な支援ニーズをもち福祉サービスを利用する当事者自身が、サービス決定に参画し自らのニーズを反映させるアドボカシーが求められるようになってきた。障害者政策分野では特に当事者参画とアドボカシーの進展が顕著である。同じニーズを共有する当事者による団体（多くはいわゆる NPO、NGO）が形成され、それぞれの地域や国の福祉政策に対して様々な主張を行い、影響を及ぼすようになってきた。欧米各国では特に、こうした NPO・NGO の政策参加の体制が整えられ、活動が公的資金によって支えられる面も大きく、政府と強調したり対抗したりしながらも役割を果たしてきた。

(2) この潮流は 2006 年に採択された国連障害者権利条約の採択を契機として、世界的な広がりをみせている。条約採択までの各国・地域の障害当事者の NPO、NGO（特に Disabled People's Organizations を呼ばれる、以下 DPO と略す）の運動については様々な記録があり、"Nothing About Us Without Us"をスローガンとして国や地域、障害種別を乗り越え交渉が進められたプロセスが明らかになっている。一方で当事者参画やアドボカシーの進展の現れ方や発展の度合いは、国や地域によって様々である。たとえばアジアに関しては、国連の障害者権利条約の批准を契機として、障害者法制の整備が進みつつあるが、その内容や当事者参画の発展には国によって大きな違いがあり、また NPO・NGO の活動の法的基盤整備も大きく異なる。このような視点からの当事者参画に関するアドボカシー研究は進んでいない。従って、

欧米各国の NPO・NGO はどのようなアドボカシー戦略によって政策参加を可能にし影響力を行使するようになったのか、

一方で NPO・NGO を通じた当事者参画を可能にするような体制が近年、整備された、あるいはそのような制度的基盤が非常に弱い国や地域では、どのようにして当事者参画やアドボカシーは可能となるのか、

について比較調査し、より普遍的な当事者参画とアドボカシーの条件を検討する本研究を着想した。

### 2. 研究の目的

(1) 福祉領域で活動する NPO・NGO がもつ多様な機能のうち当事者の権利擁護と政策への参加を推進しようとするアドボカシー機能について、障害者政策を具体的な領域とし、欧米・日本に加えて NPO・NGO の活動基盤の形成が必ずしも十分ではなく既存研究が少ないアジア及び発展途上国における現状との比較をふまえて、当事者参画の現状と課題を検討することを目的とする。そして欧米とは政治的基盤の異なるアジアおよび発展途上国における当事者参画の発展に必要な条件を提示する。

(2) 具体的には、NPO・NGO の成立基盤、障害者政策の進展と NPO 特に DPO の関与のプロセスとの連関、NPO と政府との関係性、DPO と障害をもつ当事者との関係性について、現地調査を行いデータを収集する。そしてその結果をもとに、様々な福祉ニーズをもつ当事者の主体的な社会との関わり方を保障するための、福祉領域の NPO の課題とより望ましい発展の方向性を明らかにする。

### 3. 研究の方法

アドボカシー機能をもつ福祉 NPO・NGO として、近年、障害者政策形成に大きな役割を果たしている障害当事者団体 Disabled People's Organization (DPO) の活動に焦点を当てて、以下のように研究を行う。

(1) 欧米各国と日本の DPO の形成、活動と障害者政策の進展との関連について、エスピン・アンデルセンが先進諸国の社会保障の特徴をふまえて提示した福祉レジームの類型に基づいて、社会民主主義レジームに分類されるフィンランド、自由主義レジームに分類されるアメリカ合衆国、保守主義レジームに分類されるドイツ、日本を中心に、障害者政策の歴史、DPO の形成と運動の発展、政府との関係と参画のあり方を文献調査と DPO へのインタビュー調査から分析し、DPO の政策形成への参加を促進する背景と条件について考察する。

(2) アジアの韓国、ベトナムに関して文献調査と DPO へのインタビュー調査を行い、その結果を分析して、特に発展途上国の障害者政策や DPO への先進国の支援という視点から課題を検討しアドボカシーの進展を促す条件を考察する。

### 4. 研究成果

(1) 2014 年度にはエスピン・アンデルセンの福祉レジーム類型に基づく欧米各国の DPO のアドボカシー活動の比較を行う中で、社会民主主義型に属する北欧のフィンランドの状況を検討した。フィンランドは他の北欧諸国と同様に、障害者政策や当事者運動、NPO・NGO の制度的な活動基盤が発展しているが、国連障害者権利条約についてはこの時点でまだ批准していなかった。批准に向けた国会への法案上程に係る議論の論点や障害当事者運動の動向などを現地で調査した結果、条約の理念を厳格に体现化することに関係者間で大きな異論はないことがわかった。一方、それゆえの細部の検討と法案審議の遅れがあり、社会民主主義型における合意形成の課題が明らかになった。

(2) 先のフィンランドでの現地調査時にはヘルシンキ大学の研究協力者と、フィンランド国内およびアジア・アフリカの発展途上国における当事者運動や DPO の動向について情報交換を行った。

2015 年度にはこの情報交換をもとに、障害者政策分野におけるアドボカシーに関して比較検討する公開研究会を、金沢大学サテライトプラザおよび金沢大学角間キャンパスで 2 日間にわたって開催した。フィンランドでは DPO が 1990 年代末以降に障害種別を超えたフォーラムを形成して、障害者政策への発言力を高め政策担当者との対話が進み、国連障害者権利条約批准に向けた合意形成にも大きな役割を果たしたことが示された。またアジア、アフリカの発展途上国の障害者支援を通じて見出された「経験に基づく人権アプローチ」に関して検討を行った。研究会には地域の研究者、学生、障害者福祉に関わる支援職、障害当事者など様々な立場の市民の参加があった。その成果は公開研究会報告書としてとりまとめた。

(3) 2015 年度にはまた、アジアにおける障害者政策分野のアドボカシーに関して、韓国の DPO、国家人権委員会、障害者福祉研究者などにインタビュー調査を行い、DPO 発展の経緯と戦略について情報を得るとともに、DPO によるアドボカシーと国家による権利擁護制度の関連について情報を得た。

(4) 2016 年度には、社会民主主義型の北欧で国連障害者権利条約を早い段階で批准したスウェーデンの障害当事者運動と DPO に関する調査を行い、フィンランドの状況と比較した。またフィンランドは 2016 年 5 月に国連障害者権利条約を批准したので、2014 年度の現地調査での情報もふまえ、障害種別を超えた DPO のフォーラムの役割を再確認した。これらの知見は、エスピン＝アンデルセンの福祉レジーム論に基づいてこれまで研究してきた欧米と日本の障害者政策と当事者団体によるアドボカシーの分析をまとめた論文 Comparative Study on Successful Advocacy Work to Develop the Participation of Disabled People (*Bulletin of the Faculty of Human Sciences, Kanazawa University*, vol.8・9, pp.30-43) として発表した。

(5) 2016 年度にはアジアに関しては、前年度の韓国での現地調査と資料収集をもとに日本と韓国の比較を行い、The 5th Annual Conference of European Society for Disability research (2016/07/01, Stockholm University, Sweden) にて “Universal and special conditions for advocating disability rights: from the experiences of Japan and Korea” として発表した。さらに、近年、著しい経済発展のもと社会福祉分野の諸制度を整え、2015 年 2 月に国連の障害者権利条約を批准したベトナムについて、文献および HP 等インターネットで情報収集を行うとともに、ハノイにて DPO、政府担当者、民間福祉団体などにインタビュー調査を行った。

(6) 2017 年度には、DPO の形成や活動の伸長が目覚ましいアジアに関するこれまでの文献調査と韓国、ベトナムにおけるインタビュー調査をもとに、海外の DPO や NGO の支援やネットワークを活用して国内の政策形成により影響力をもとうとする戦略について、日本社会学会第 90 回大会、2017/11/04、東京大学本郷キャンパス（東京都）にて「障害者政策における当事者参画進展の条件 日本・韓国・ベトナムを事例として」と題して発表を行った。欧米福祉国家間の比較研究によって提起されたエスピン＝アンデルセンの福祉レジーム論を意識しつつも、その前提となる資本主義や民主主義といった社会体制を必ずしも共有しない国々を含むアジアを中心に検討し、アドボカシーの国際比較研究において開発援助や国際協調の枠組みの影響を検討する必要性を指摘した。

(7) 2018 年度には、これまでの研究をまとめ以下の結論を得た。

長い障害者運動の蓄積を経て 2009 年の政権交代を機に、障がい者制度改革推進会議の設立によって DPO が政策参加へのフォーマルな基盤を確立した日本と、民主化運動や市民運動を源流とする DPO が、2000 年代に障害者福祉に関わる政策課題ごとに「連帯」を形成して法制化を実現させてきた韓国の事例から、国内の政治状況に素早く対応し障害種別や理念の違いを越える DPO の現実的な戦略が重要である。日本では 2016 年に相模原市の障害者施設で元職員による入所者殺傷事件が起こり、障害者の社会的包摂が未だ不十分ななかで、施設から地域へという障害者政策改革のあり方をめぐる立場の違いを乗り越えて DPO が連携する必要性が増加している。

社会主義体制下で国内での DPO の結成や海外 NGO の活動に制限がありつつも、近年、DPO のアドボカシー活動の伸長が著しいベトナムの事例から、アジアにおける NPO・NGP のアドボカシーの発展には、開発援助の枠組みと国連障害者権利条約の批准という国際協調をふまえた国内外の連携戦略が重要である。

福祉国家形成に関して欧米諸国に対して後発とされ、市民活動や NPO の法的基盤の整備の状況に差の大きいアジア各国の DPO のアドボカシー活動にとって、欧米諸国の NGO や DPO とのネットワークは重要だが、経済的・社会的に格差が大きく様々な状況におかれている当事者を包摂して活動を進展させるモデルとなりうるか、支援をどのように取り入れるべきかは、新たな課題である。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 15 件)

Takahashi, Ryoko (2019) Finding a Political Voice: Comparative Study on the Participation of Disabled People in the Welfare Policymaking of Asian Countries., *Bulletin of the Faculty of Human Sciences Kanazawa University.*, 11, pp.53-72 (2019/03) 査読有  
<http://doi.org/10.24517/00053903>

奥田睦子 (2019)「ドイツにおける地域スポーツクラブへの障害者の参加のための組織連携」『京都産業大学論集・社会科学系列』第 36 号 pp.127-142 (2019/03) 査読有  
[https://ksu.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=10286&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://ksu.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=10286&item_no=1&page_id=13&block_id=21)

高橋涼子 (2018)「障害者政策における NPO・NGO のアドボカシーに関する検証と課題」『地域ケアリング』20 巻 10 号 pp.59-61 北陵館 (2018/09) 査読有

森山治 (2018)「日韓介護問題シンポジウム(報告)」『地域政策研究ニューズレター』No.112 pp.1-6 金沢大学人間社会研究域附属地域政策研究ニューズレター編集委員編 (2018/03) 査読無  
<http://doi.org/10.24517/00051846>

沢登文治 (2017)「人間の尊厳」と受刑者の人権」『南山法学』40 巻 3・4 合併号 pp.139-195 (2017/07) 査読無  
<http://doi.org/10.15119/00001341>

Takahashi, Ryoko (2017) Comparative Study on Successful Advocacy Work to Develop the Participation of Disabled People., *Bulletin of the Faculty of Human Sciences, Kanazawa University.*, 8・9, pp.30-43 (2017/03) 査読有

[https://kanazawa-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages\\_view\\_main&active\\_action=repository\\_view\\_main\\_item\\_detail&item\\_id=6123&item\\_no=1&page\\_id=13&block\\_id=21](https://kanazawa-u.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=6123&item_no=1&page_id=13&block_id=21)

沢登文治 (2016)「受刑者人権に関するアメリカ憲法修正 8 条の議論の展開と更生プログラムに対する憲法上の権利」『南山法学』39 巻 3・4 合併号 pp.151-225 (2016/06) 査読無  
<http://doi.org/10.15119/00001366>

服部直充・奥田睦子 (2016)「ヨーロッパ(ドイツ)におけるリハビリテーションとしてのスポーツ」『リハビリテーション研究』167 号 pp.38-41 (2016-06) 依頼原稿

奥田睦子 (2015)「ドイツにおけるリハビリテーションスポーツ指導者の養成制度と活用システム 精神障害者支援システムに着目して」『金沢大学経済論集』35(1)pp.69-88 (2015/03) 査読無

沢登文治 (2014)「フランスにおける受刑者人権保障と刑務所監視体制」『南山法学』38 巻 2 号 pp.199-240 (2014/12) 査読無  
<http://id.nii.ac.jp/1179/00001392/>

〔学会発表〕(計 28 件)

(2018 年度)

高橋涼子「脱施設化の課題：津久井やまゆり園の「再生」をめぐる」(会議名：医療社会学研究会)(2018/12/13) 龍谷大学大阪梅田キャンパス(大阪府大阪市)

Takahashi, Ryoko, Gaining Political Power: Comparative Study on the Empowerment of Disabled People. (会議名：The 14th Asia Pacific Sociological Association Conference) (2018/10/06) Seisa University, Hakone, Japan

Takahashi, Ryoko, Disabled people's organizations as agencies for the reform of disability policy and legislation in Asian countries. (会議名：RCSL-SDJ Lisbon 2018 Meeting "Law and Citizenship Beyond the States")(2018/09/12) University Institute of Lisbon, Portugal

Takahashi, Ryoko, Challenges Accompanying Deinstitutionalization in Japan after the Sagami-hara Stabbings. (会議名：29th Nordic Sociological Association Conference) (2018/08/10) Aalborg University, Denmark

高橋涼子「相模原障害者施設殺傷事件は、医療者(=人間)に何を突きつけたか～障害者施策の歴史的背景について～」(招待講演)(会議名：石川県保険医協会社会保障セミナー2018)(2018/06/30) 石川県地場産業振興センター新館・コンベンションホール(石川県金沢市)

森山治「三田市監禁事件をどう考えるか - 検証報告書からの示唆 -」(シンポジスト)(会議名：金沢手をつなぐ親の会)(2018.11.14) 金沢市松ヶ枝福祉館(石川県金沢市)

奥田睦子「ドイツにおける障がい者スポーツに関する多様な組織の連携 - コーディネート組織に着目して -」(会議名：日本アダプテッド体育・スポーツ学会第 23 回大会)(2018/12/2) 佐賀大学(佐賀県佐賀市)

(2017 年度)

高橋涼子「障害者政策における当事者参画進展の条件 日本・韓国・ベトナムを事例として」(会議名：日本社会学会第 90 回大会)(2017/11/04) 東京大学本郷キャンパス(東京都)

Takahashi, Ryoko, Development of the participation of disabled people in welfare

policymaking in Asian countries. (会議名: The 6th Annual Conference of European Society for Disability Research) (2017/07/07) University of Lausanne, Switzerland

森山治「障害のある人に対する差別解消への取り組み - a disabled person から a person with a disability へ -」(招待講演)(会議名: 石川県人権擁護委員連合会総会人権擁護委員特別研修会)(2017.6.8) 石川県地場産業会館(石川県金沢市)

奥田睦子「健常者の障害者スポーツ体験に関する研究視角の検討」(会議名: 第23回西日本スポーツ社会学会)(2017/09/03) 四国三郎の郷(徳島県美馬市)

(2016年度)

Takahashi, Ryoko, Universal and special conditions for advocating disability rights: from the experiences of Japan and Korea. (会議名: The 5th Annual Conference of European Society for Disability research) (2016/07/01) Stockholm University, Sweden

高橋涼子「フィンランドの障がい者政策と当事者参画」(招待講演)(会議名: 内閣府平成28年度地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」障害者分野参加者への事前研修会)(国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都)2016/06/25)

奥田睦子「精神障害者の地域スポーツクラブへの参加のシステム試案に関する一考察」(招待講演)(会議名: 第14回日本スポーツ精神医学会総会・学術集会,2016/09/03 北里大学(東京))

奥田睦子「ドイツの地域スポーツクラブにおける精神障害者を対象としたリハビリテーションスポーツ」(会議名: 第21回日本アダプテッド体育・スポーツ学会)(2016/12/10) 日本体育大学(東京都)

Bunji Sawanobori, Criminal Punishment in the 21st Century. (会議名: HUMAN RIGHTS IN THE 21ST CENTURY, a Conference in Honor of Irwin Cotler) (2016/09/29-10/01) College of Law, University of Saskatchewan, Saskatoon, Saskatchewan, Canada

(2015年度)

Takahashi, Ryoko, Promotion of Disabled People's Participation in Welfare. (会議名: Nordic Network on Disability Research 13th Research Conference) (2015/05/08) Bergen, Norway

高橋涼子「アドボカシーの制度的保障 障害者政策と当事者参画の歴史から」(会議名: パターナリズム研究会2016/03/13) 国学院大学(東京都)

奥田睦子「ドイツのリハビリテーションスポーツシステムの公共性」(会議名: 日本スポーツ社会学会第25回大会)(2016/03/21) 一橋大学(東京都国立市)

(2014年度)

Takahashi, Ryoko, Increased Involvement of the Disabled in Welfare Policymaking., (会議名: International Sociological Association 18th World Congress of Sociology) (2014/07/16) パシフィコ横浜(神奈川県)

②1 Okuda, Mutsuko・Tanaka, Nobuko, An International Comparative Study on Sport Development System in Communities for the Disabled Between Germany and Japan., (会議名: International Sociological Association 18th World Congress of Sociology) (2014/07/16) パシフィコ横浜(神奈川県)

[図書](計5件)

沢登文治(単著)『受刑者の人権と人間の尊厳 世界標準と社会権的再構成』日本評論社(2019/02)528頁

高橋涼子(編)高橋涼子・森山治・奥田睦子・沢登文治・勝井久代『福祉NPOのアドボカシー機能の検証と課題に関する研究 公開研究会報告書』(2016/03)131頁

中川輝彦・黒田浩一郎・高橋涼子他『新版 現代医療の社会学』世界思想社(2015/08)268頁(高橋涼子執筆部分:「第8章 精神医療」pp.162-183)

沢登文治(単著)『刑務所改革 社会的コストの視点から』集英社(2015/03)237頁

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名: 森山 治

ローマ字氏名: (MORIYAMA, Osamu)

所属研究機関名: 金沢大学

部局名: 人間社会研究域経済学経営学系

職名: 教授

研究者番号(8桁): 40322870

研究分担者氏名：奥田 睦子  
ローマ字氏名：( OKUDA, Mutsuko )  
所属研究機関名：京都産業大学  
部局名：現代社会学部  
職名：教授  
研究者番号 ( 8 桁 ) : 90320895

研究分担者氏名：沢登 文治  
ローマ字氏名：( SAWANOBORI, Bunji )  
所属研究機関名：南山大学  
部局名：法学部  
職名：教授  
研究者番号 ( 8 桁 ) : 40247672 )

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：勝井 久代  
ローマ字氏名：( KATSUI, Hisayo )  
ヘルシンキ大学社会科学部障害学准教授

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。